## 条 例

る条例 埼 玉 県  $\mathcal{O}$ 個 人 \_\_ 部 番 を改 号  $\mathcal{O}$ 利 正 す 用 る条例 12 関 する をここに 条例及び 公 布 埼 する 玉県 本 確 認 情 報  $\mathcal{O}$ 利 用 及 び 提 供 12 関

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第五号

埼 玉 に 関する条例 一県個 [人番号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_ 部 利 用 を に 改 正 関 す す る条 る条 例 例 及 び 埼 玉 一県本 人 確 認 情 報  $\mathcal{O}$ 利 用 及 び 提

(埼玉県個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 条 埼 玉 県 個人 番 号  $\mathcal{O}$ 利 用に 関 する条例 (平成二十七 年 埼玉県条 例第 兀 +

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県個人番号の利用等に関する条例

条中 「第九 条第二項」  $\mathcal{O}$ 下 に 及 び第 + 九 条第十号」 を、 個 人番号  $\mathcal{O}$ 利

用  $\mathcal{O}$ 下 に 並 びに 特 定個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 利 用 及 び 提供」 を 加 える。

る」に 及び」 は、 を削 第 \_ 四条 ŋ を 加 0) 0 下 同 法 え、 見出 項 に 別 を同条第三項 別表第 「しを「 表 同 第二」を 条第二項 個 \_  $\mathcal{O}$ とし 中 上 人 同 番 欄  $\neg$ 表 前 に 号 掲 同条第一 項  $\mathcal{O}$ に規定 利用 に げ 改 る 執 範 8 する 行 項 井 1機関が 等)」 同項た  $\mathcal{O}$ 次に を に だ 次 行 「法  $\mathcal{O}$ L 改 う 書中 め、 別 同 \_ 項 表第二 表 を \_  $\mathcal{O}$ 同 第十 加 条 下 え  $\mathcal{O}$ 欄 第 -九条第 第二 に 掲 項 欄 げ 中 七 る に 号 事 事 務 務

2 を受け 8  $\mathcal{O}$ ス を 別表 に テ 必 利 要な 用 第二 る  $\Delta$ を使用 ことができる場合は することが 限度  $\mathcal{O}$ 上 欄に で L 同 て 他 表 掲 できる。  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ げ る執 個 下 . 欄 人 番号利用事 た に 行 ۲ だ 掲 機 Ļ げる  $\mathcal{O}$ 関 限 は 特 法 り 務 定 で  $\mathcal{O}$ 同 実施者 な 規 個 表 定に 人  $\mathcal{O}$ 11 情 中 ょ 報 欄 カュ で に り 5 あ 当 掲 情 報 該 0 げ る 特 7 事 定 提 自 供 個 5 務 ネ が を 人 情 保 処 ツ 報 理 有 す ワ す  $\mathcal{O}$ る る 提 供 ク た

第四条に次の一項を加える。

4 定個 第二  $\mathcal{O}$ 他 人 情 項  $\mathcal{O}$ 0 規 報 規 کے 程 同 定 次 E \_  $\mathcal{O}$ 条第二項に ょ 内 り特定個 容  $\mathcal{O}$ 情 報を含 お 人 情 V て 報 む書 を 条 利 面 例 用 等  $\mathcal{O}$ L 提 た \_ 出 とい 場合 が義務付 う。 に お  $\smile$ 11 け  $\mathcal{O}$ 7 ら 規定に れて 他  $\mathcal{O}$ 11 より当 条 るときは 例 該 規 則

第四条の次に次の二条を加える。

書

面

 $\mathcal{O}$ 

提

出

が

あ

0

たも

 $\mathcal{O}$ 

とみなす

(特定個人情報の提供等)

とき 五. は 別 第 表 第三 九 条  $\mathcal{O}$ 第 十号 第 \_ 欄  $\mathcal{O}$ に 条 掲 例 げ で る執 定  $\emptyset$ 行 る ところ 機 関 が に ょ 同 表 り 特  $\mathcal{O}$ 第三 定 個 欄 人 に 情 掲げ 報 を 提 る 執 供 行 す

関に対 掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、 機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 同表の第二欄に 掲げる事務を処理するために必要な同表の第四 同表の第三欄に掲げる執行 欄に

2 規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付け られているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合におい て、 他  $\mathcal{O}$ 条例  $\mathcal{O}$ 

(委任)

第六条 附則の次に別表として次の三表を加える。 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

## 別表第一 (第四条関係)

五.	四	三	_		_	
知 事	知 事	知 事	知 事		事	執行機関
療育手帳(知的障害者(知的障害のある児童を含む。)	で定めるもので定めるもので定めるもので定めるもので定めるもので定めるもので定めるものでは、就労自立給付金の支給、保護に要する費定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費を及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費を抵保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定	減に関する事務であって規則で定めるものく。)の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽私立の小学校、中学校又は高等学校等(各種学校を除	あって規則で定めるもの入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務で高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて	て規則で定めるもの で規則で定めるもの に規則で定めるもの に規則で定めるもの で規則で定めるもの に関連する に関連する保護者等をいう。以 に関連する保護者等をいう。以 に関連する保護者等をいう。以 に関連する保護者等をいう。以 に関連する	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関	事務

であって規則で定めるものであって規則で定めるものを除く。)の支弁に関する事務校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援学	十三 教育委員会
て規則で定めるもの学校給食費をいう。)に係る援助に関する事務であっ二十九年法律第百六十号)第十一条第二項に規定する県立の中学校における学校給食費(学校給食法(昭和	十二 教育委員会
定めるものによる修学奨励費の貸与に関する事務であって規則でによる修学奨励費の貸与に関する事務であって規則で励費貸与条例(昭和四十九年埼玉県条例第八十七号)埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨	十一 教育委員会
あって規則で定めるもの入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務で入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務で高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて	十 教育委員会
付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの除く。)の生徒等の保護者等に対する奨学のための給国立及び公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を	九教育委員会
務であって規則で定めるもの玉県条例第六十一号)による奨学金の貸与に関する事歩玉県高等学校等奨学金に関する条例(平成十八年埼	八教育委員会
の減免に関する事務であって規則で定めるもの一年埼玉県条例第三十四号)による授業料及び入学料埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和五十	七 教育委員会
って規則で定めるもの肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務であ	六知事
の交付に関する事務であって規則で定めるものその他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)に対して交付する手帳であって、その者の障害の程度	

外国人生活保護関係情報であ	法別表第二の第二欄に掲げる事務(法第十九条第七号の規定により同表の第四欄の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報に掲げる生活保護関係情報	知 事	四
は掲げる特定個人情報であっ に掲げる特定個人情報であっ	生活保護法の規定に準じて 行う生活に困窮する外国人 に対する保護の決定及び実 施又は徴収金の徴収に関す る事務であって規則で定め るもの	知事	三
生活保護関係情報であって規 関則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であ	私立の小学校、中学校又は 高等学校等(各種学校を除 き者等に係る授業料等の軽 護者等に係る授業料等の軽 測に関する事務であって規	知 事	<u> </u>
生活保護法の規定に準じて行う 生活保護法の規定に準じて行う で 規則で定めるもの	則で定めるもの		
生活保護法による保護の実施就労自立給付金の支給に関すいう。)であって規則で定めいう。)であって規則で定めいう。)であって規則で定め	私立の高等学校等(特別支 る奨学のための給付金の支 る奨学のための給付金の支	イ   知   様   事   月	一   幸

五.	知 事	法別表第二の第二欄に掲げ	療育手帳に関する情報であって規
		る事務(法第十九条第七号)	則で定めるもの
		の規定により同表の第四欄	
		に掲げる児童福祉法(昭和	
		二十二年法律第百六十四号)	
		による障害児入所支援に関	
		する情報又は身体障害者福	
		祉法(昭和二十四年法律第	
		二百八十三号)による身体	
		障害者手帳、精神保健及び	
		精神障害者福祉に関する法	
		律(昭和二十五年法律第百	
		二十三号)による精神障害	
		者保健福祉手帳若しくは知	
		的障害者福祉法(昭和三十	
		五年法律第三十七号)にい	
		う知的障害者に関する情報	
		の提供を受ける事務に限る。)	
		であって規則で定めるもの	

別表第三 (第五条関係)

	則で定	る事	収金	定及	に対	 に 困	に準	一 知事 生活!	情報照会機関
	定めるもの	務であって規	の徴収に関す	び実施又は徴	する保護の決	窮する外国人	じて行う生活	保護法の規定	事務
								教育委員会	情報提供機関
学校保健安全法(昭	めるもの	であって規則で定	支弁に関する情報	ため必要な経費の	援学校への就学の	法律による特別支	就学奨励に関する	特別支援学校への	特定個人情報

コー	生活保護関係情報	知事	埼玉県立高等学校	教育委員会	Ξ
□ 無事			0		
一 知事			規則で定める		
一			限る。)であ		
中に関する情報の カンラ を			供を受ける事		
→ 知事			に関する情報		
一 知事			必要な経費の		
中	るも		校への就学の		
→ 知事	あって規則で		による特別支		
加事	弁に関する情		に関する		
第四欄に掲げる事務(法 開する法律に要する (特別支援学校 を発 (特別支援学校 を (特別支援学校 を (特別支援学校 (特別支援学校 (特別支援学校 (特別支援学校 (特別支援学校 (特別支援学校	のを除く。)		学校への		
カー 知事	する法律によ		四欄に掲げる		
一 知事       法別表第二の第二       本行号)に       五十六号)に       エ十六号)に       たのいての援       についての援       についての援       を療に要する情報で       大分のため必要       を変に要する情報で       を変に要する情報で       を変に要する       を変にを定める       を変にを定める       を変にを定める       を変しる       を変にを定める       を変しる       を変し	への就学奨励		定により同表		
- 知事	(特別支援		十九条第七号		
<ul> <li>一 知事</li> <li>法別表第二の第二</li> <li>教育委員会</li> <li>特別支援学校</li> <li>本のを除くの就学奨を</li> <li>を介に関する情報であって規則で定めめるものがあるもの規則を</li> </ul>	学のため必要		に掲げる事務		
る あ 弁 の す の ま期 す る 療 に 要 す る に か に 要 す る に か に 要 す る に か に 要 す る に か に 要 す る に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	別支援学校へ	教育委員会	別表第二の第		
あ 弁 の する 法関 を 別 まる で の で と い で 要 する に か で に か に か	るも				
弁のまま関連関連関連関連関連ののををに三十三年中のままます中のままままます中のまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	あって規則で				
のを除去関連関連関連大三十三年かのでは大大ででから大大ででから大よよでから大よよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよよからよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよ<	弁に関する情				
する ま する は 中の が 大 男 で の の が 大 男 で を が で を が で を が で を が で を が で を 	のを除く。)				
費別規力完中ののののかののののたののののたののののたののののきののののきののののきののののきののののりのののののりのののののりののののののりのののの	する法律によ				
費 (特別支援) ファイン (特別支援) ファイン (特別支援) アマカ (特別支援) アマカ (特別支援) アマカ (特別支援) アマカ (特別支援) アマカ (特別支援) アラス (特別支援) (特別支	への就学奨励				
学のため規則で定め関支援大三十三年法でなり大三十三年法	費(特別				
別 規 期 で で で で に 要する 情報で に 要する で に 要する で に 要する が で の 援 や が に 要する に を が に を が に の が に の が に の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 に の に の に 。 。 。 。 。 。 。	のため必要				
規則で定めまる情報で定めまする情報で定めまする情報で	別支援学校へ				
規則で定め 東に要する がての援 でに要する	0)				
三十三年法 一 一 一 元 号)に 一 一 元 号)に	規則で定める				
ついての援 療に要する 三十三年法	する情報であ				
療に要する三十三年法	ついての援助				
十六号)に三十三年法	療に要する				
三十三年法	十六号)によ				
_	三十三年法				

七	六	五	四	
教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	
法別表第二の第二	特別支援学校への 就学のため必要な 経費(特別支援学 校への就学奨励に 関する法律による ものを除く。)の であって規則で定 めるもの	国立及び公立の高等学校等(特別支 に対すの保護者等に対する を受学のための を受学のための を を が会の支給に関す を を がまる の保護者等に対す を を がまる のと を のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと	埼玉県高等学校等 例による奨学金の 例による奨学金の であって規則で定 がるもの	の授業料等に関す る条例による授業 料及び入学料の減 免に関する事務で あって規則で定め
知事	知事	知事	知 事	
外国人生活保護関	生活保護関係情報であって規則で定めるもの場所であって規則で定めるもの規則で定めるものが、	生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの 外国人生活保護関 係情報であって規 関で定めるもの	生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの 外国人生活保護関 係情報であって規 関で定	則で定めるもの  別で定めるもの  外国人生活保護関  外国人生活保護関

0	て規則で定めるも	に限る。)であっ	提供を受ける事務	活保護関係情報の	第四欄に掲げる生	規定により同表の	第十九条第七号の	欄に掲げる事務(法	
							則で定めるもの	係情報であって規	_

(埼玉県本人確認情報  $\mathcal{O}$ 利用及び提供に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県本人確認 情 報  $\mathcal{O}$ 利用及び提供 に関する条例 (平成二十二年埼玉県条

例第六号) の一部を次 のように改正する。

号を加える。 別表第二第九号ニ中「から第四項まで」を「及び第三項」 に改 め、 同表に 次  $\mathcal{O}$ 

に掲げる事務のうち、

一号)別表第

 $\mathcal{O}$ 下 埼玉県個

人番号

 $\mathcal{O}$ 

利用等

に関する条例

(平成二十七年埼玉県条例

第四十

知 事

が行うもの

別表第三教育委員会の 項に 次 0 号を加 える。

うち、 埼 玉 県個 教育委員会が行うもの 人番号の 利 用等に関する条例別表第一  $\mathcal{O}$ 欄に掲げる事務

 $\mathcal{O}$ 

附 則

号 ニの改正規定は、 の条例は、平成三十年四月 公布の 日 か ら施行する。 日日 から施行する。 ただ 第二条中別表第二第九